

第七十一号議案

箕面市国民健康保険財政調整基金条例制定の件

箕面市国民健康保険財政調整基金条例を次のように定める。

平成二十三年六月十三日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第一条 特別会計箕面市国民健康保険事業費（以下「国保特会」という。）について、会計年度間における財政の調整を図るため、箕面市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 単年度収支 一の会計年度における国保特会の歳入歳出の決算上の収支をいう。ただし、繰上充用に係る額及び翌年度へ繰り越すべき財源となる額を除く。

二 一人当たり必要保険料 単年度収支を均衡させるために必要な保険料の賦課額の総額を当該年度における保険料の算定時の被保険者数で除して得た額をいう。

三 前年度一人当たり保険料 当該年度の前年度の保険料の賦課額の総額を同年度における保険料の算定時の被保険者数で除して得た額をいう。

(積立て)

第三条 基金は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を上限とし、国保特会の予算の範囲内で国保特会から積み立てるものとする。

- 一 単年度収支で剰余金が生じた場合 当該剰余金の額
- 二 その年度の一人当たり必要保険料が前年度一人当たり保険料を下回った場合 その差額に一人当たり必要保険料を算定した年度における保険料の算定時の被保険者数を乗じて得た額

(処分)

第四条 基金は、第一条の設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額を上限として、基金の全部又は一部を国保特会の必要な財源に充てる処分をすることができる。

- 一 単年度収支で不足額が生じた場合 当該不足額
- 二 その年度の一人当たり必要保険料が前年度一人当たり保険料を上回った場合 その差額に一人当たり必要保険料を算定した年度における保険料の算定時の被保険者数を乗じて得た額

2 前項第二号に規定する差額は、箕面市国民健康保険条例第五章に規定する各賦課限度額の増額その他の国又は大阪府が行う国民健康保険事業の制度改正に伴う増額分を除く。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、国保特会の予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第七条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金の属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第三条第一号及び第四条第一項第一号の規定は平成二十二年度における単年度収支で生じた額から、第三条第二号及び第四条第一項第二号の規定は平成二十三年度における一人当たり必要保険料について算定した額からそれぞれ適用する。

(提案理由)

国保特会の会計年度間における財政の調整を図るため、本条例を制定するものである。

第72号議案

平成23年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)

平成23年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208,930千円を追加し、歳入歳出それぞれ17,008,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年6月13日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険料		3,517,380	25,000	3,542,380
	1 国民健康保険料	3,517,380	25,000	3,542,380
8 繰 入 金		873,446	26,371	899,817
	2 基金繰入金	0	26,371	26,371
9 諸 収 入		3,308,643	157,558	3,466,201
	1 雑 入	3,308,643	157,558	3,466,201
10 財 産 収 入		0	1	1
	1 財産運用収入	0	1	1
歳 入 合 計		16,799,605	208,930	17,008,535

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12 基金積立金	1 基金積立金	0	208,930	208,930
		0	208,930	208,930
歳 出 合 計		16,799,605	208,930	17,008,535

平成 23 年度
(2011 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 3 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	千円 3,517,380	千円 25,000	千円 3,542,380
2 使用料及び手数料	865	0	865
3 国庫支出金	2,817,427	0	2,817,427
4 療養給付費等交付金	593,216	0	593,216
5 前期高齢者交付金	3,880,100	0	3,880,100
6 府支出金	556,154	0	556,154
7 共同事業交付金	1,252,374	0	1,252,374
8 繰入金	873,446	26,371	899,817
9 諸収入	3,308,643	157,558	3,466,201
10 財産収入	0	1	1
歳入合計	16,799,605	208,930	17,008,535

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 205,049	千円 0	千円 205,049
2 保険給付費	10,155,632	0	10,155,632
3 後期高齢者支援金等	1,467,575	0	1,467,575
4 前期高齢者納付金等	2,341	0	2,341
5 老人保健拠出金	5,200	0	5,200
6 介護納付金	606,072	0	606,072
7 共同事業拠出金	1,380,148	0	1,380,148
8 保健事業費	177,396	0	177,396
9 諸支出金	15,100	0	15,100
10 予備費	2,000	0	2,000
11 繰上充用金	2,783,092	0	2,783,092
12 基金積立金	0	208,930	208,930
歳出合計	16,799,605	208,930	17,008,535

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
1	国民健康保険料	千円 3,517,380	千円 25,000	千円 3,542,380
1	国民健康保険料	3,517,380	25,000	3,542,380
1	国民健康保険料	3,298,769	22,706	3,321,475
1	一般被保険者 国民健康保険料	3,298,769	22,706	3,321,475
2	退職被保険者等 国民健康保険料	218,611	2,294	220,905
8	繰入金	873,446	26,371	899,817
2	基金繰入金	0	26,371	26,371
1	国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	0	26,371	26,371
9	諸収入	3,308,643	157,558	3,466,201
1	雑収入	3,308,643	157,558	3,466,201
8	雑収入	523,068	157,558	680,626
10	財産収入	0	1	1
1	財産運用収入	0	1	1
1	基金収益金	0	1	1

節		明	
区分	金額	説明	千円
	千円		
1 医療給付費分 現年分	5,455	1 医療給付費分現年分 補正後 2,157,784,000円—補正前 2,152,329,000円	5,455
2 介護納付金分 現年分	9,730	1 介護納付金分現年分 補正後 243,617,000円—補正前 233,887,000円	9,730
3 後期高齢者支援金分 現年分	7,521	1 後期高齢者支援金分現年分 補正後 692,120,000円—補正前 684,599,000円	7,521
1 医療給付費分 現年分	345	1 医療給付費分現年分 補正後 136,380,000円—補正前 136,035,000円	345
2 介護納付金分 現年分	1,470	1 介護納付金分現年分 補正後 36,811,000円—補正前 35,341,000円	1,470
3 後期高齢者支援金分 現年分	479	1 後期高齢者支援金分現年分 補正後 44,120,000円—補正前 43,641,000円	479
1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	26,371	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	26,371
1 雑収入	157,558	1 雑収入 補正後 680,626,000円—補正前 523,068,000円	157,558
1 国民健康保険事業 財政調整基金 運用収入	1	1 国民健康保険事業財政調整基金運用収入	1

(款) 10 財産収入
(項) 1 財産運用収入

3 歳 出

(款) 12 基金積立金

(項) 1 基金積立金

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				千円	千円
12 基金積立金	千円 0	千円 208,930	千円 208,930	財産収入 一般財源	千円 1 208,929
1 基金積立金	0	208,930	208,930	財産収入 一般財源	1 208,929
1 国民健康保険事業 財政調整基金 積立金	0	208,930	208,930	財産収入 一般財源	1 208,929

節		金額	説明	金額
区分	千円			
25	積立金	208,930	50 国民健康保険事業財政調整基金積立事業【国保年金課】 25 積立金 17 国民健康保険事業財政調整基金積立金	208,930 208,930 208,930

(款) 12 基金積立金
(項) 1 基金積立金

